

# 家畜衛生情報

## 飼養衛生管理基準が施行されます

食品の安全性確保のため、平成16年9月、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養衛生管理基準が制定されました。

この基準は、平成16年12月1日から施行されます。



家畜の飼養衛生管理基準10項目については、配布した冊子「家畜の飼養衛生管理基準について」をご覧ください。

以下の飼養衛生管理基準についてのQ & Aも参考にしてください。

### 飼養衛生管理基準とは？

家畜の伝染病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することで、その発生を予防できるものもあることから、家畜伝染病予防法第12条の3に基づき、農林水産大臣が、牛、豚及び鶏について、その所有者が守るべき衛生管理の基準が定められることとなりました。

### 飼養衛生管理基準を守らないと？

違反している場合には、都道府県知事が、守るべき事項を勧告します。それでも、勧告に従わない場合には、都道府県知事は勧告に従うよう命令できることになっており、この命令に違反した場合には30万円以下の罰金が科されることになっています。

ただし、こうした勧告、命令及び罰則という手続きが実施される前に、家畜保健衛生所の獣医師などが、どこを改善するべきか助言や指導をします。こうした助言や指導が守られない場合には、都道府県知事による勧告・命令が実施されますので、これに従うようにして下さい。

### 飼養衛生管理基準を守らないと罰則がかかるというのは、農家にとって過剰な負担になるのでは？

この基準は、家畜の飼養者が、家畜の伝染病の発生を予防するために当然守るべきと考えられる、最低限の衛生管理の基準を定めたもので、罰則を科す前に都道府県知事による勧告、命令といった措置を踏んで講じるものです。このため、過剰な負担が生じることはないと考えられます。

### 飼養衛生管理基準を守っているかどうかは、誰が確認するの？

法律上は、都道府県知事の権限で行われることになっています。具体的には、家畜保健衛生所の獣医師など（家畜防疫員）が立入検査を実施して行います。

### 具体的にどうすれば、基準に違反しないの？

家畜保健衛生所の獣医師などが基準違反として直ちに勧告を行うことはなく、農場の状況に応じて、まず助言や指導を行いますので、これに従って下さい。

### 家畜の管理を別の人にやってもらっている場合も、家畜の所有者が罰則をうけるの？

家畜の管理を別の人にやってもらっている場合には、飼養衛生管理基準を守る義務や守らなかった場合の罰則は、家畜の管理を実際に行っている方にかかることとなります。

**飼養衛生管理基準を守り、家畜の伝染病予防に努めましょう**  
**飛騨家畜保健衛生所**